【11．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）（　　）（　　）
【ル．住宅の部分】　（略）
【ヲ．老人ホーム等の部分】　（略）
【ワ．延べ面積】・【カ．容積率】　（略）

【12．建築物の数】～【18．その他必要な事項】　（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）
（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項

【1．地名地番】～【9．建築面積】　（略）

【10．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）（　　）（　　）
【ル．住宅の部分】　（略）
【ヲ．老人ホーム等の部分】　（略）
【ワ．延べ面積】・【カ．容積率】　（略）

【11．建築物の数】～【15．備考】　（略）

（注意）
1・2　（略）
3．第二面関係
①～⑫　（略）
⑬　10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供

【11．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
（新設）
【ヌ．住宅の部分】　（略）
【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ヲ．延べ面積】・【ワ．容積率】　（略）

【12．建築物の数】～【18．その他必要な事項】　（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）
（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項

【1．地名地番】～【9．建築面積】　（略）

【10．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
（新設）
【ヌ．住宅の部分】　（略）
【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ヲ．延べ面積】・【ワ．容積率】　（略）

【11．建築物の数】～【15．備考】　（略）

（注意）
1・2　（略）
3．第二面関係
①～⑫　（略）
⑬　10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用